

中国電子商取引と知的財産権の保護 ～中国電子商取引プラットフォームによるオンライン申立～

2021年03月19日

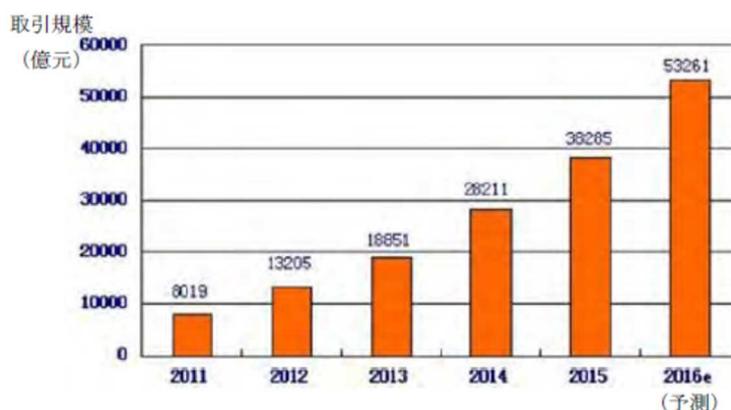
執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

中国ではインターネットが著しく普及したことで電子商取引による商品売買が盛んに行われるようになりました。電子商取引の発達により商品流通，通信技術開発，決済技術，顧客サービス及びコンサルティング等に大きな影響を与える一方，模倣品販売を含む様々な問題が指摘されるようになりました。

2 中国電子商取引の市場規模の推移

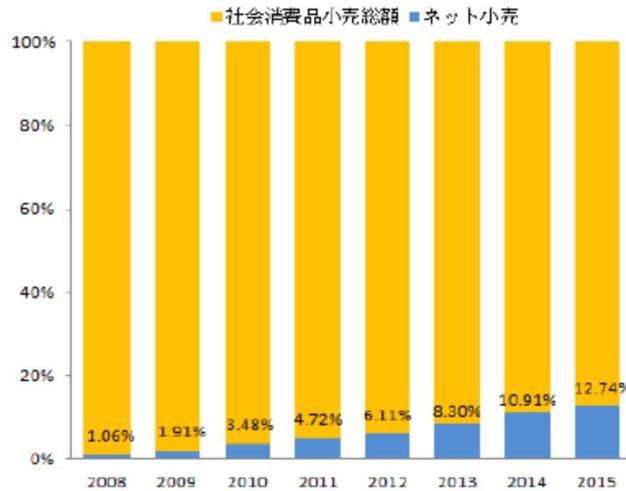
以下のグラフに示すように市場規模が年々拡大しています。



出典：中国電子商取引研究センター

3 社会消費に対する中国電子商取引の比率の推移

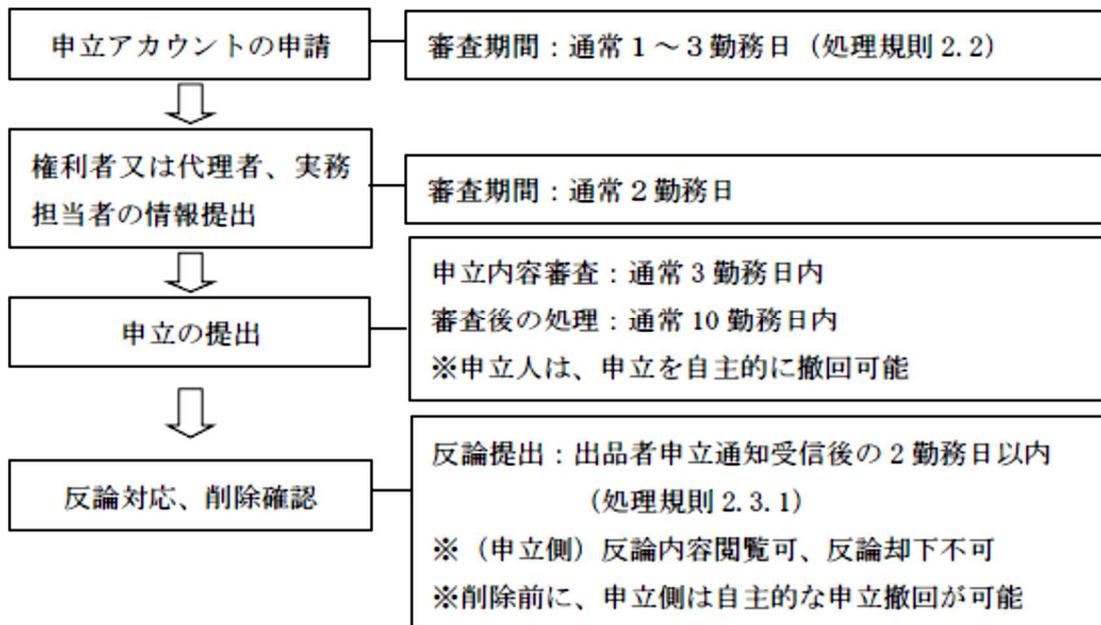
以下のグラフに示すように電子商取引の比率が年々高まっています。



4 電子商取引における模倣品問題

日本の税関で差止められる模倣品の出所は中国が大半となり、特に商標権侵害品が中心となっています。例えば中国の展示会に出展した製品の写真若しくはカタログ、又は中国での製造のために現地工場に移転した製造技術や生産技術等を通じて流出した情報に基づき模倣品が製造され、所定の商標が付されてウェブサイト上で販売されています。そこでBAT (Baidu, Alibaba, Tencent) 等の中国の大手電子商取引のプラットフォームは不正な出品を防ぐため、侵害行為を発見した場合に削除等を申し立てるための専用のオンライン申立システムを設けています。

以下、プラットフォームが設けている申立システムの流れの一例を示します。



当該申立は知的財産権の所有者及び使用許諾を受けた者、並びにこれらの代理人に限られています。即ち申立てるためには中国における知的財産権を保有していなければ

ばなりません。依って中国で事業を行う際には、日本出願のみならず中国出願を検討することを強く提案します。

5 中国商標出願

中国商標出願の際に留意すべき点は「出願すべき商標の態様」です。具体的には、出願すべき商標の態様を日本出願と同様の日本語とするか、又は日本以外に輸出される観点から英語とするかについて検討しなければなりません。更に中国国内で販売される場合を想定して中国語の商標を検討することを忘れてはなりません。

次いで留意すべき点として「指定商品（指定役務）」です。例えば商品名の商標を保護する場合は当該製品に対応する区分（全45類中の第1類～第34類のいずれか）を選定します。その他オンラインショップ名の商標を保護する場合は小売業に対応する区分（全45類中の第35類）を選定します。但し中国の第35類には医薬品以外の商品の小売業が規定されていないため、第35類中の以下の役務を指定することで間接的に小売業を保護することとなります。

3501 群の「小売目的の通信媒体における商品の表示」「コンピュータネットワーク上のオンライン広告」「通信販売による広告」

3502 群の「ウェブサイトを通じた商業情報の提供」

3503 群の「マーケティング」「テレマーケティング」「輸出入代行」「他人のための仕入れ（他の事業者のために商品やサービスを購入すること）」

6 むすび

中国で事業を行う際には、少なくとも商品名の中国商標出願又はオンラインショップ名の中国商標出願を検討することが大切です。

以上